

第 2 部 グループセッション

<産官学における観測データ利活用の最前線>

「災害発生後の建物に行われる 3 つの調査・認定」

田村 圭子（首都圏レジリエンスプロジェクト サブプロ (a) 統括 /
 新潟大学危機管理本部 危機管理室 教授）

1. 災害後の建物調査

日本では災害発生後の建物調査がどのように行われているかという、発災後、緊急期、応急期、復旧期、復興期と時間が流れるなかで、まず発災直後は被害の見積もりをして全体像を知る必要があります。その後は人命や安全確保のため建物の調査をして被害の状況を知る必要があります。その後は人々の生活再建のため、より詳細な建物調査が望まれるという流れになっています。発災直後に現地に行くのは危険なので、シミュレーション結果を用いながら被害の見積もりを実施し、応急危険度判定で安全を確保し、保険会社が損害状況の確認調査を行い、地方自治体は住家の被害認定調査を行います。

リアルタイムの地震被害推定については、防災科研が府省連携のプロジェクトで実施している SIP4D があります。これによって熊本地震では、1 回目の地震と 2 回目の地震で、熊本地域における被害がどれくらいかという見積もりが発災から 11 分後に実施されました。その情報は今のところ関係者の限定公開となっていますが、これが行政を中心とする関係者に共有されたことは大きな一歩だと思います。

被災建築物の応急危険度判定では、人々の安全確保のため、被災地の建物に入っていいかどうかを人海戦術で調査し、赤紙（危険）、黄紙（要注意）、緑紙（調査済み）を貼っていきます。これは、都道府県知事から国交省を介して関係団体に要請が行き、人命に関わる二次的災害を防止するために、建築士法に規定される建築士のうち研修を受けて事前に登録された人たちが出向いて調査を行うこととなります。

保険会社による損害状況の確認調査では、地震保険や水害保険の契約者から保険会社に連絡が来ると、必要な書類をやりとりして、必要であれば保険会社が調査に行くこととなります。もちろん大地震が起これば保険会社から連絡を取りますが、原則的にはこのような手順になっています。これも人海戦術で保険会社が現地に出向き、契約者の建屋を 1 棟 1 棟調査するので一定の時間がかかります。

地方自治体が行う生活再建支援法に基づく住家の被害認定調査は、罹災証明書を発行するための調査といってもいいかもしれませんが、実際の目的としては、罹災証明書を発行した後、各支援メニューに被災者が申請して支援を受けるための根幹となる調査です。これについてはより詳細な調査が必要ということで、地震被害があると第1次調査と第2次調査を行います。第1次調査は建物外部のみの調査です。もしその判定で被災者が納得できなければ、再調査を申請していただき、2次調査で室内を含めた調査を行います。ですから、これも時間が必要な調査です。

2.新たなサービスと今後の課題

このような現状を踏まえ、さまざまな新しいサービスが生まれてきたということをお話していただきました。小堀鐸二研究所の中島氏からはq-NAVIGATORの話があり、企業の1棟1棟のビルに観測機器を取り付けて、安全度判定が1~3分ででき、安全であれば館内待機、要注意であれば被害確認、危険であれば避難誘導という形で業務継続の見通しや避難行動の支援が実現するというものでした。

東京海上日動火災保険の浜田氏からは、インデックス保険の「地震に備えるEQuick 保険」という新たなサービスを紹介いただきました。これに加入すると、気象庁が出す震度情報に基づいてスマホで簡便な手続きをすれば、最短3日で保険金の振り込みを実現させるという話がありました。これは避難生活の暫定支援として使われることが想定されます。

そして建築研究所の向井氏からは、構造ヘルスマニタリングということで、安全、要注意、危険という応急危険度判定を人力で行っていたのを、ある程度自動化し、公共建物や個人の建物、企業ビルを含めた全体的な被害把握が実現するという話がありました。しかも発災から随分早い段階で実現するというので、画期的ではないかと思います。

ただ、データ利活用という意味で、これらの結果や過程がお互いに活用されているかということについては、まだまだ課題があると思っています。

(司会：下村) 田村先生、ありがとうございました。それでは、第2部のお三方に改めて話を伺う前に、配信でご覧の皆さんに、今日のお話をどれくらいご存じだったか、どのような受け止め方をされたか、Zoom投票でお尋ねしてみたいと思います。

まずはインデックス保険についてです。「個別調査しなくても一律の基準で保険が支払われるという仕組みについて、どのように思われますか」。ぜひ加入したい

という方は①、加入を検討したいという方は②、まだ分からないという方は③、それ以外の受け止め方をされた方は④を押してください。

平田先生、④のその他としては、どのようなことがあり得るでしょうか。

(平田) やはり金額と、どれぐらいすぐにお金がもらえるのかということではないでしょうか。今の説明でおおよそのことは分かりましたが、自分でお金を出して加入するときには、少し考えたいなと思いますね。

(司会：下村) あと、そもそも私は地震保険には入らない主義だという方もいらっしゃるかもしれません。

(平田) そうですね。自分の家はきちんと耐震化されているから、要らないのではないかと思う人もいるかもしれません。

(司会：下村) 集計の間に、視聴者の方から幾つか質問が来ています。「掛け金は一度きりの支払いか、それとも払い続けなければいけないのか、どのような形になっているのでしょうか」という質問と、「震度7を記録したエリアの設定はどうなっているのでしょうか」という質問です。これは気象庁が震度7と発表したエリアだと思いますが、ご質問の意味が分かりかねます。

(平田) 気象庁が発表する震度は、ある範囲を代表しているものなので、自分がどの領域に属するかは、それほどはっきりしていないのかもしれませんが。

(司会：下村) しかし、あれは行政単位で発表していますよね。

(平田) 区単位で震度7と言われたときに、一様に震度7にはならないので、それでもいいのかという疑問はあるかもしれません。

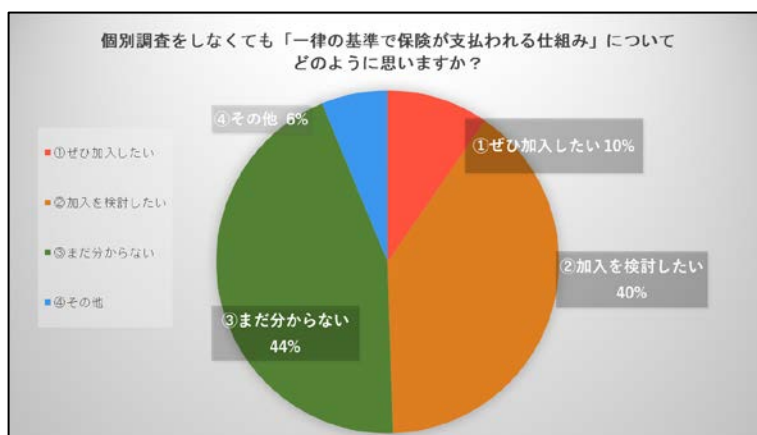
(司会：下村) このあたりは時間があれば後でお話を伺いたと思います。

投票の結果が出ました（図表 1）。ぜひ加入したいという方が 10%、加入を検討したいという方が 40%、まだ分からないという方が 44%、その他が 6%です。またきれいに半々に分かれたね。

（平田） そうですね。まだ日本ではこういう保険がなく、仕組みをよくご存じでない方がたくさんいると思うと、半分ほど「検討したい」あるいは「入りたい」という方がいるのは、ある意味、需要があるというか、必要性があるという結果かと思います。

（司会：下村） そうですね。もう一つ Zoom 投票をしてみたいと思います。田村先生から、建築士が行う応急危険度判定と、保険会社が行う被害認定調査と、地方自治体が行う被害認定調査があるという話がありましたが、「三つの調査について、本シンポ前にご存じでしたか」。三つとも知っていた方は①、三つ中二つ知っていた方は②、一つ知っていた方は③、どれも知らなかった方は④を押してください。これは知らない方の責任ではなくて、周知する側の責任を問う質問です。名前を聞いたことがあるということではなく、仕組みを理解しているというレベルで答えていただければと思います。

平田先生、この三つの調査はもちろん目的がそれぞれ違いますが、被災者からすると、「それはもう他の調査で答えたよ」というような共通する部分があるのではないかと思います。判定士が判定した結果を他の二つの調査にもシェアするような工夫の余地はないのでしょうか。



1

(平田) 被災者からすると、自分の家が3回も調査されるのは無駄な気がするかもしれません。できればデータが共有された方がいいというのは、端から見ても思いますから、被災者は、よりそのように思うと思います。

(司会:下村) 個々の調査の迅速化については今日も最先端の報告があったので、あとはその三つの連携で何かできればと思います。

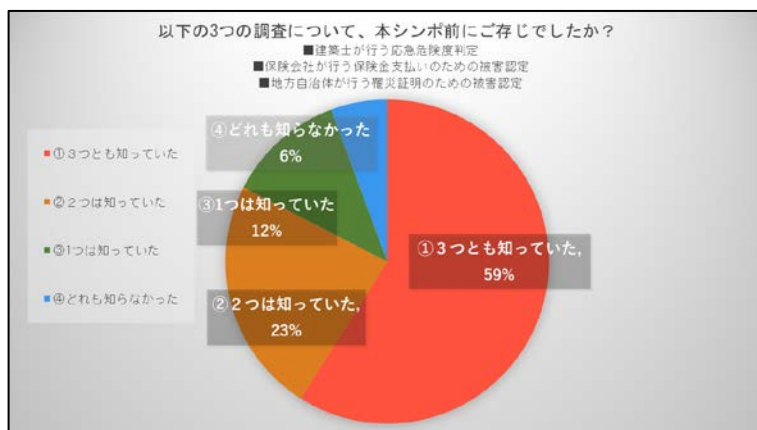
投票結果が出ました(図表 2)。さすがデ活シンポジウム参加者の皆さんといった結果です。

(平田) 素晴らしいですね。三つとも知っている方も6割もいます。ただ、どれも知らなかったという方がいるのは、これはこれで重要なテーマではあります。

(司会:下村) このシンポジウムに参加していない方々であれば、もっとその割合は高いでしょう。これは周知する側の責任です。

(平田) そうですね。被災した方は調査が3回あることが身に染みて分かるとは思います。そのときでは遅いので、そういう調査が三つあることを前もって知っておくことと、できればそれを一部でもいいから共通化して迅速化することは非常に重要なことだと思います。

(司会:下村) それでは、第2部のグループセッションでお話しいただいた東京海上日動火災保険の浜田さん、建築研究所の向井さん、新潟大学の田村先生に再びお集まりいただきます。



2

まず、浜田さん。インデックス保険についての質問が先ほど出ていましたが、これはどれぐらいの頻度で払い込みをしていくものなのですか。

(浜田) これは契約期間が1年間なので、9600円とお示したのは、1年間の契約に対して年間でお支払いいただく保険料です。契約時に9600円をお支払いいただき、その9600円で1年間補償をご提供するという形です。

(平田) 車の保険のような払い方ですね。

(司会：下村) まさにその感じですね。浜田さん、「地震に備えるEQuick保険」が販売されれば、保険会社の被害状況確認調査において、発災直後に1回目の暫定的な支払いができるというイメージでしょうか。

(浜田) 発災直後から手続きを開始して、震度に基づいた保険金額を最短3日でお支払いします。これは被災直後の当座の生活資金に使っていただくという位置付けになると思います。他の一般的な地震保険の被害状況確認調査は、どちらかというと生活再建に使っていただく保険金のお支払いのための調査という位置付けになります。

(司会：下村) 向井さんが発表されたのは、応急危険度判定にかかる期間を今よりも短縮するための取り組みという理解でよろしいですか。

(向井) はい。そのとおりです。

(司会：下村) 田村先生、応急危険度判定の期間が短縮して、保険会社の調査はスタートが早くなるということが、いわば各分野で同時並行で進んでいるということですよ。

(田村) 被災者のニーズを捉えて、いろいろな組織がサービスを考えているという点はとても喜ばしいことだと思います。ただ、応急危険度判定と建物被害認定調査のデータ連携という課題は、阪神・淡路大震災から随分たちましたが、まだ実現していません。今後、民間のサービスがそれぞれ進み、民意が上がっていくことで、

公共のデータ連携も進むという方向に行かなければいけないのではないか、それをわれわれが後押ししなければいけないのではないかと感じました。

（司会：下村） そういったデータ連携は、最初の中島さんのサービスやメリットという話と直結してくると思います。しかし、サービス提供者にはそれぞれの持ち場があるわけで、その連携は誰が考えたらいいのでしょうか。

（平田） 今までであれば「官が考える」と答えたと思いますが、今日、中島先生のお話を聴いて、実はむしろ民の方が先行してできるのではないかと、例えばハウスメーカーと保険会社が組めば何か画期的な商品が生まれるのではないかと感じました。後で中島先生に聞いてみましょう。

（司会：下村） そうですね。第3部でそこも聞いてみましょう。それでは、第2部のグループセッションはここまでとしたいと思います。